

「白石市在宅高齢者福祉サービス」をご利用ください ~ 在宅介護などをされている方へ~

周長寿課 ☎22-1361

市が行っている、おもな「在宅高齢者福祉サービス」をご紹介します。ご利用には申請が必要です。

111111111111111111111111111111111111111	仕毛尚齢有価値サービス」をこ紹介します。こ利用には甲請か必安です。 -
事業名	サービス内容 (①:内容 ②:対象者 ③:費用など)
配食サービス事業	①月〜金曜日(祝日・年末年始を除く)の希望する曜日に、夕食を自宅まで特殊保温容器に入れて配達します。(「食の自立支援」事業のため、3〜6月に1度アセスメント(利用調整)調査を実施します) ②65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯、障害者手帳1・2・3級を所持する18歳以上のひとり暮らしの方 ③1食あたり500円(配食サービス利用券を購入してください)
高齢者等 安心見守り事業	①ひとり暮らしの高齢者宅に緊急通報端末を設置し、緊急通報を受けた受信センターが救急車を手配したり、あらかじめ登録いただいている協力員に駆けつけを要請したりします。さらに24時間間隔で利用者の動きを感知する安否確認センサーも設置するほか、医療・福祉などに関する無料相談や月1回のお元気コール、災害時の安否確認などを実施します。 ②65歳以上の病弱なひとり暮らしの方、またはひとり暮らしの重度障害者 ③1カ月500円(通常の電話料や自己都合による移設、機器の紛失などは実費負担となります。また、申請には緊急時に駆け付けることができる「協力員」3人が必要です)
ほっとくらぶ (生きがいデイサービス事業)	①スパッシュランドしろいし(ほっとくらぶ・スパ)や薬師の湯(ほっとくらぶ・薬師)で、生活指導、レクリエーション・軽スポーツ、趣味・教養活動、送迎、昼食、入浴などを行います。活動時間は、10:00~15:00。毎週1回で月4回利用が基本です(2施設を週替わりで交互に利用)。 ②65歳以上で介護保険認定者や総合事業に該当しない方 ③1回1,000円(調査後に診療情報提供書を提出してください)
自立者支援 ショートステイ事業	①月3泊4日を限度に特別養護老人ホームでお預かりします。送迎は行いません。 ②65歳以上で介護保険に該当しない方 ③1日2,500円(食費・居住費など別途必要)、ご利用の3ケ月前までに申請してください。
救急医療 情報キット配布事業	①高齢者世帯などの希望者に救急医療情報キットを無料配布します。かかりつけ医・服薬情報・緊急連絡 先などの情報を記載した用紙を冷蔵庫に保管し、万が一の救急時に備えます。 ②65歳以上の高齢者世帯または災害時要援護者台帳に登録されている方 ③無料(無料の方の申請は、各地区公民館でも申請できます) ※対象者以外で希望する方には、200円で有料配布します(申請は、長寿課・市民課福祉窓口のみ)
高齢者バス 乗車証等交付事業	①70歳以上の方に市内を運行するミヤコーバス(白石遠刈田線)の乗車証と乗車券(1カ月あたり4枚)を交付します。降車の際、乗車券のほかに100円をお支払いください。 ②70歳以上の方(本年度は、昭和23年4月1日までに生まれた方が対象) ③1乗車100円
高齢者タクシー 利用助成事業	①市が委託しているタクシー会社を利用する場合、1乗車当たり500円を割り引く助成券を月3枚交付します(重度心身障害者移動サービス利用助成券との併用はできません)。 ②65歳以上の方で、要介護3以上の認定を受けた市民税非課税の方 ③1乗車につき利用料金から500円を差し引いた額が利用者負担です(申請には介護保険被保険者証をお持ちください)。
在宅老人等 紙おむつ給付事業	①指定した薬局などから限度額内の紙おむつなどを給付します。 ※給付限度額(月額)市民税非課税世帯に属する方4,000円、市民税課税世帯に属する方2,000円 ②65歳以上のねたきりの方(要介護 3 以上)、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ a 以上の方、身体障害者 手帳 1 ・ 2 級(障害部位によります)を所持している方 ③給付限度額との差額は利用者負担です。
スパッシュランドしろいし 利用助成事業	①施設利用料から300円を割り引く券を年間2枚交付します。 ②スパッシュランドしろいしを利用する70歳以上の方 ③施設利用料金から300円を引いた額が利用者負担です(スパッシュランドか長寿課で申請してください)。
訪問理容サービス事業	①理容師が自宅まで訪問し理容サービスを提供します(理容師の送迎費用は市が負担)。利用回数は3カ月に1回以内です。 ②65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯の方、要介護3以上の認定を受けた方 ③理容料金(3,000円)は利用者負担です。
寝具類等 洗濯乾燥消毒サービス事業	①1回当たり掛布団1枚、敷布団1枚、毛布1枚の洗濯乾燥消毒を行うサービスです。布団などは自宅まで回収、配達します(年2回実施。洗濯期間は2週間ほどかかります)。 ②65歳以上の方で、要介護3以上の認定を受けた方 ③委託料の1割(本年度は1枚あたり216円)が利用者負担です。
老人福祉センター 利用助成事業	①70歳以上の市民全員に「ほっときゃっするパス」を交付し、パス提示により老人福祉センター薬師の湯しろいしの日帰り入浴・大広場休憩が100円で利用できます。また、パス提示で市民バスも100円で乗車できます。 ②70歳以上の方(本年度は、昭和23年4月1日までに生まれた方が対象) ③1日1回100円(パスは対象者に郵送します。紛失破損などの場合は実費負担で再交付となります)

「オレンジカフェー・「認知症家族のつどい」

~いつまでも楽しみながら元気に暮らすために~

■オレンジカフェ

認知症予防と認知症に関する相談 が、気軽にできる通いの場(お茶の みの場)です。認知症の専門相談員・ 保健師など明るく元気なスタッフが お待ちしています。

- ●日時 毎週火曜日(5月9・16・ 23・30日) 9:30~11:30
- ●場所 ふれあいプラザ2階 ※予約などは必要ありません。直接 会場へお越しください。
- 間地域包括支援センター ☎22-1466

■認知症家族のつどい

認知症高齢者の介護は家族にとっ て、とても大変です。介護をしてい ての体験談や苦労話などを、みんな で話しませんか? 経験豊富な先輩 からの助言も聞けます。本人も一緒 に参加して気分転換もできます!

- ●日時 5月16日(火)13:30~
- ●場所 ふれあいプラザ2階食堂
- ●内容 座談会
- 圓介護老人保健施設清風 ☎22-2110 地域包括支援センター ☎22-1466

まちの保健室

少子・高齢社会を支え「看護の心」 を知ってもらうことを目的に国は、 5月7日~13日を「看護週間」と定め 全国で看護に関するPR活動を行い ます。宮城県では、「看護のひろば 2017」事業として「まちの保健室」を 開催。無料で健康相談が受けられま すので、ぜひお立ち寄りください。

- ●日時 5月13日(土)12:00~15:00
- ●場所 フォルテ大河原
- ●内容 健康チェック・健康相談・ 介護相談など
- 問宮城県看護協会 ☎022-273-2923 宮城県医療人材対策室 ☎022-211-2615

平成29年度白石市総合防災訓練を実施します

開催日:6月11日(日) 場所:市全域

昭和53年6月12日に発生した宮城 県沖地震を教訓に制定された「宮城 県民防災の日」。本市では、地域防 災計画に基づき白石市総合防災訓練 を実施します。

今年も昨年度同様、各地区で一時 避難場所への避難訓練と市内すべて の指定避難所の開設・運営訓練を実 施します。災害発生初動期に、地域 住民の避難行動と市職員、指定避難 所の施設職員などが連携した訓練を 実施することで、迅速で的確な行動 と相互協力体制の確立を図るととも に、地域住民の防災意識の高揚と防 災技術の習得を図ることを目的とし ます。

●訓練想定 震度6弱の地震が発生 したとの想定で訓練を実施します。 午前8時にエリアメール (緊急速報 メール)、安心メール、消防団積載 車の警鐘で市民に震度6弱の地震発 生をお知らせし、訓練を開始。市職 員と消防団員には、防災メールで災 害体制の指令を発信します。

訓練は、各地区や自主防災組織・ 自治会単位などで土砂災害や住宅の 倒壊など地域の状況にあわせた被害 想定で実施をお願いします。

※エリアメールは、携帯電話の機種

によっては受信できない場合があ ります。

訓練内容 各地区・各避難所で話 し合い、訓練内容を作成します。

1安否確認フラッグ活用訓練

地震災害が発生したときの安否確 認を速やかに行うため、安否確認フ ラッグ(「無事です」と書いてある 黄色い旗)を全世帯に配布しまし た。本年度も、フラッグを掲げてい ない世帯を重点的に巡回する訓練を 取り入れて、各地区で安否確認の実 施をお願いします。

~安否確認フラッグ~

フラッグは、震度5弱以上の地震 が発生したとき、家族全員が無事で あることを確認できた場合、玄関の ドアノブなどに掲げてください。フ ラッグを活用することで、人的被害 の早期発見につなげることができま す。災害時のほか、各地区独自の避 難訓練などでも活用し、いざという 時の備えに役立ててださい。

- ②運営班ごとに具体的な訓練計画を 作成し実施します。
- ・総務班 避難所使用スペースの区 割り、発電機の設置
- 情報管理班 避難者受付場所の設置
- ・施設衛生班 施設の安全確認、簡

易トイレの設置

所や配付方法 ③消防署員などによる訓練(市が指

・食料物資班 食料・物資の保管場

- 定した避難所のみで実施)
- ・消防署員による応急救急・救助、 初期消火訓練
- ・警察官による災害時の防犯講話
- ·自衛隊、NTT、東北電力白石営 業所による訓練や災害復旧機材の 展示など
- ・地域包括支援センターによる認知 症サポーター養成講座
- ・防災協定締結事業者による段ボー ルベッド組み立て訓練など

4備蓄品を活用した訓練

これまで指定避難所に配備した備 蓄品(発電機、プライベートルーム、 簡易トイレ、LED照明機、特設公 衆電話機など)を活用した訓練。

- ●訓練の中止 訓練は小雨決行。た だし、災害発生、または異常気象な どによる災害が発生する恐れがある 場合などは、訓練を中止します。
- ※訓練の中止は午前6時30分までに 決定し、安心メールや防災メールの ほか、各地区本部長を通して各自主 防災組織や自治会に連絡します。
- 問危機管理課 ☎22-1452